

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和2年8月21日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 22番  
質問者 駒崎 高行

### 記

#### 1 消防水利、防火水槽の管理について

市ホームページに、防火水槽は「消防用水を貯めておく構造物で、学校や公園の地中、建物の地下に設置されることが多い。」とあり、地域防災計画の資料には、100 m<sup>3</sup>以上 26、40 m<sup>3</sup>以上 342、40 m<sup>3</sup>未満 18 合計 386 と記載があった。

消防水利については、小町議員が取水位置を明確にすべしという趣旨で一般質問されているが、私は、市内に多くある防火水槽の確認、保守の考え方、現状を主に伺う。

- (1) 防火水槽の増減の条件と近年の状況は。
- (2) 防災マップにも記載されている防火水槽だが、偏在しているように思える。この偏在をどう考えているか。また消防水利として、特に消火栓と防火水槽を合わせて適切な配置を考えるべきと思うがどのようになっているか。
- (3) 使用可能な状況かどうか、特に単純だが水があるかどうかを確認することの考え方と実施の状況は。
- (4) 保守の実施状況を伺う。
- (5) 青葉第二児童遊園や恩多町1丁目24にある防火水槽のように地上にコンクリートの防火水槽はどの位あるか。
- (6) 青葉第二児童遊園の防火水槽は、コンクリートの劣化、ひびが見られる。地上のコンクリートの防火水槽は今後保守する必要があると思うが、どう考えているか。
- (7) 消防水利として、消火栓と防火水槽は同等と考えてよいか。
- (8) スタンドパイプとの親和性や、コンクリートの劣化対応を考えると、地上のものは消火栓に代替して、土地の有効活用を図るという考え方もあると思うがいかがか。
- (9) 取水位置の明確化は同意なので敢えて伺うが、消防水利の取水位置をマッピングなどして、更に最寄りがすぐにわかるようにシステム化して消防署、消防団、自主防災組織に提供できればと考える。この考えへの見解はいかがか。

## 2 業務手順書、業務フローによる効率化を！

政策総務委員会として、滋賀県湖南市の業務手順書について視察を行った。他の委員の方々も今後扱われるとは思いますが、今回は了解をいただけたので取り上げさせていただきます。

市役所業務の効率化については、これまでの一般質問でも多く扱ってきた。効率化し無駄をなくし、より市民のための施策に注力されることが、市をより良くする一助になると考えている。当市でも繁忙期を避けての人事異動など効率化を進めているが、湖南市では全ての業務毎にフローチャート的な業務手順書を作成し、ホームページで市民にも公開している。

- (1) 業務手順書を作成するメリットとして、思い込みなどによるミスの軽減、引き継ぎや新人の研修、教育で有効、市民が利用することで申請時などに何を留意して何をすべきかが明確になること等が考えられる。
- (2) 各課や各係において、業務の手順を表わす文書は必ず存在していると考え。場合によっては、個人が作成して持っている事もあると思う。これらの把握と標準化・同一形式化は行えないか。
- (3) 湖南市の行っている業務手順書を作成、更新する負荷はあると思うが、時間を掛けてでも取り組む価値があると思われる。窓口業務から順次作成するべきと考えるが見解を伺う。
- (4) 業務手順書および市役所業務の効率化、明示化について市長のお考えをいただきたい。

## 3 公文書管理の公的資格創設に際して

国が公文書の収集、保管の専門家「アーキビスト」の公的資格制度を創設するという報道があった。これに対する市の考え方と今後の対応を伺う。

- (1) 既存の公的ではない資格について、どのように考えているか。また、市職員にその資格者はいるか。
- (2) 公的資格制度が創設されてから、市職員が資格取得することは可能か。
- (3) 市職員に資格者がいなくとも、公文書管理を一層進めるべきと考えるがいかがか。